

# 総合科学技術会議 第41回知的財産戦略専門調査会 議事録

1. 日 時： 平成21年1月23日（金） 13：00～15：00
2. 場 所： 中央合同庁舎4号館4階 共用第4特別会議室

### 3. 出席者：

【委 員】 相澤益男会長、奥村直樹議員、今榮東洋子議員、  
荒井寿光委員、岡田尚武委員、竹岡八重子委員、名取勝也委員、西山徹委員、  
野間口有委員、林いづみ委員、原田晃委員、本田圭子委員、松見芳男委員、  
三木俊克委員、森下竜一委員、山名美加委員、渡部俊也委員、渡辺裕二委員

【文部科学省】 田口 康 研究振興局 研究環境・産業連携課長

【経済産業省】 小林利典 産業技術環境局 産業技術政策課長

【特 許 庁】 嶋野邦彦 総務部 企画調査課長

【総 務 省】 杵浦維勝 情報通信国際戦略局 技術政策課長補佐

【内閣官房】 高山芳之 知的財産戦略推進事務局 内閣参事官

【農林水産省】 引地和明 農林水産技術会議事務局 研究推進課長

【事 務 局】 藤田統括官、西川審議官、大江田審議官、保倉参事官他

### 4. 配布資料：

- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 資料1 | 知的財産戦略専門調査会名簿        |
| 資料2 | 知的財産戦略専門調査会運営規則      |
| 資料3 | 知的財産戦略専門調査会の設置等について  |
| 資料4 | 今後の進め方について（案）        |
| 別添1 | 知的財産戦略調査会取組み [概要]    |
| 別添2 | 革新的技術戦略 概要           |
| 別添3 | 環境エネルギー技術革新計画 概要     |
| 別添4 | 科学技術による地域活性化戦略 概要 別添 |
| 別添5 | 科学技術外交の強化に向けて 概要     |
| 資料5 | 内閣官房知的財産戦略推進事務局提出資料  |

参考1	同上
参考2	同上
資料6	文部科学省提出資料
資料7	經濟産業省提出資料
資料8	特許庁提出資料
資料9	農林水産省提出資料
資料10	荒井委員提出資料
資料11-1, 2	岡田委員提出資料
資料12	竹岡委員提出資料
資料13	西山委員提出資料
資料14	野間口委員提出資料
資料15	林委員提出資料
資料16	松見委員提出資料
資料17	山名委員提出資料
資料18	渡部委員提出資料
資料19	三原委員提出資料
資料20	原田委員提出資料

## 5. 議事内容:

**【相澤会長】** それでは、まだお見えになっていない委員がおられますが、多少おくれるというものの連絡が入っておりますので、定刻も過ぎましたところで、ただいまから第41回の知的財産戦略専門調査会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、資料確認を事務局からお願いいたします。

**【保倉参事官】** 資料の確認をさせていただきます。今回、資料が多くて恐縮でございますが、確認をお願いします。

まず、資料1でございますけれども、知財戦略専門調査会の名簿があります。資料2が当調査会の運営規則でございます。資料3が、当専門調査会の設置等についてというものです。資料4は、今後の進め方について(案)、これには別添1、2、3、4、5と5つの別添がついてございます。次の資料5ですが、これは内閣官房の知財事務局からの提出資料でございます。これは参考1、2がついてございます。次の資料6ですが、文部科学省の提出資料。それから、資料7が経産省の提出資料でございます。資料8が、特許庁。資料9は、農水省の提出資料ですが、後ろに差し替えが1枚入っているかと思えます。1枚差し替えが農水省のものにはございます。資料10が荒井委員。それから資料11、これは、1、2とございますけれども、岡田委員の提出資料でございます。資料12が竹岡委員、資料13が西山委員、資料14が野間口委員、資料15が林委員、資料16が松見委員、資料17が山名委員、資料18が渡部俊也委員、資料19が三原委員。最後に、資料20が原田委員の提出資料でございます。

もし、過不足等がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

以上でございます。

**【相澤会長】** それでは、専門調査会を開催させていただきますが、総合科学技術会議議員、それから本専門調査会委員の交代がございましたので、事務局から紹介をお願いしたいと思います。

**【保倉参事官】** まず、総合科学技術会議ですが、薬師寺議員、郷議員が退任されておりました、1月6日付で白石議員、それから今榮議員が就任されております。

それから、本日出席の方を順次紹介させていただきます。こちらが本調査会の会長の相澤議員でございます。それから、その隣、少し遅れて来られますけれども、奥村議員。その隣が今榮議員でございます。

次に、専門委員の方をご紹介させていただきます。資料1と座席表をご覧くださいながら聞

きていただければと思います。

入口のほうから、荒井委員でございます。

そのお隣が岡田委員。

それから、少し遅れて来られますけれども、竹岡委員です。

そのお隣が名取委員でございます。

それから、そのお隣が西山委員でございます。

その隣が野間口委員でございます。

その隣が林委員でございます。

その隣が原田委員でございます。

それから、本田委員。

それから、松見委員。

それから、三木委員。

それから、森下委員。

それから、山名委員。

それから、渡部俊也委員。

それから、同じく、漢字は違いますけれども、渡辺裕二委員でございます。

それから、本日知財戦略の政策についてご紹介いただきます関係府省の方もご紹介させていただきます。

向こうの方から、特許庁の嶋野課長。

それから、経産省の小林課長でございます。

そのお隣が、農水省の引地課長でございます。

事務局を飛ばしまして、向こう側のほうが内閣官房の知財事務局の高山参事官。

そのお隣が、文科省から田口課長。

それから、そのお隣が、総務省から杵浦補佐にお越しいただいております。

あと事務局の方ですが、昨夏に着任されました藤田統括官でございます。

あと、こちら側が西川審議官。

それから、大江田審議官です。

それからあと事務局として、私保倉、それから後ろにいます小山で担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

あととちなみに、本日、本席議員、白石議員、榊原議員、石倉議員、金沢議員、それから三

原委員はご欠席と聞いております。竹岡委員は少し遅れてお越しになるというご連絡をいただいているところでございます。以上が、今日ご出席の皆さん、欠席の方含めてご紹介させていただきました。

それでは、早速ですが、今回の専門調査会スタートさせていただきたいと思いますが、まず最初に、本調査会の会長の相澤会長からごあいさつを頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【相澤会長】** それでは、メンバーの移動もございましたが、新しい構成で、今年どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

この専門調査会は平成14年に設立されておりますが、それ以来6年間にわたって、科学技術政策の観点から知的財産に関する諸問題を幅広く検討し、積極的な提言を行ってきたところでございます。昨年は、iPS細胞に代表されるような革新的な技術の出現もございまして、さらに、世界的な状況からオープンイノベーションが非常に進展してまいりました。このようなことを受けまして、本調査会として、知的財産戦略を策定し、5月に総合科学技術会議の決定をいただいて、関係大臣に意見具申したところでございます。

一方で、我が国の知財立国へのスタートというのは、平成14年に知的財産基本法が制定され、それに伴って内閣官房に知的財産戦略本部が設置され、さらなる知的財産戦略への策定を毎年行ってきたところであります。

本専門調査会の検討内容は、かなりの部分はこの知的財産戦略本部が策定している知的財産推進計画の中に盛り込まれるようになっております。現在知的財産戦略本部のほうでは、日本の進めてきた知的財産推進の第2期の最終年度に入っているという状況でございまして、そのフォローアップと、第3期への展開を図るところになっております。このような状況についても本専門調査会として十分考慮しておくということが必要であろうかと思ひます。

また、現下の世界的な経済危機に直面し、こういうときだからこそ我が国の国際競争力を強化していかなければいけないという思いを一層強くするところでありまひす。本専門調査会におひいても、これまでの知的財産戦略の中で見直すべきところは見直し、新たな方向性を強力に展開していかなければいけないという状況かと思ひます。どうぞそのあたりのところを共通認識といたしまして進めていただければと思ひます。

特に、先ほども申しました、オープンイノベーションの進展にいかに対応していくかということとは喫緊の課題であると考えられます。したがって、日本の研究開発システム全体の国際競争力強化、それから知的財産戦略の強化、こういったことを議論していただくようお願ひいたし

ます。

本年のこの専門調査会では、これまでの数々の施策を一層強化し、さらに将来を見通した知的財産戦略について、専門委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきながら、知的財産戦略に対する具体的施策を、早急かつ確にとりまとめてまいりたいと存じております。

これらの結果は、毎年行われておりますように、総合科学技術会議の本会議で決定され、と同時に知的財産戦略本部が策定しております日本全体の知的財産推進計画2009に反映させるように務めてまいりたいと思います。

同時に、策定される知的財産戦略は、我が国における科学技術政策、それからイノベーション政策、これの柱となるものでございます。そのようなところに積極的に反映できるようご尽力いただくことが極めて重要であります。

いずれにいたしましても、大変重要な時期に面して、この調査会で極めて強力ないろいろな提言がまとめられることを願ひまして、私からのごあいさつとさせていただきます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まず、本専門調査会の今後の進め方について、事務局から説明願ひます。

**【保倉参事官】** 資料4をご覧ください。これに基づきまして説明させていただきます。この資料は事前に皆様にお配りしているかと思ひますので、ポイントのみをご説明するという事でお願ひいたします。

早速ですが、資料4の2ページをご覧ください。取り組み方について、概要というところで括弧で囲っている部分がございます。この視点で取り組んでいきたいと思っております。

まず、(1)が最新の科学技術動向を踏まえた知財戦略ということで、2008年、昨年ですけれども、5月に総合科学技術会議が決定・意見具申しました、「革新的技術戦略」、「環境エネルギー技術革新計画」、「科学技術による地域活性化戦略」、「科学技術外交の強化に向けて」という戦略がございます。これに係る知財戦略ということで1つ考えていきたいと思っております。もう1つは、今会長のごあいさつにもございましたように、オープンノベーションの拡大に代表されます最新の動向に関連した知財戦略ということで検討いただきたいと思っております。

もう1つは、(2)にございます平成18年度以降の「知的財産戦略」の重点項目施策の進捗状況、これを踏まえて検討していきたいと思っております。これは、第3期の科学技術基本計画のフォローアップの一環ということで検討していきたいと思っております。

それから、3ページの一番最後のその他のところがございますけれども、今回検討していた

だく項目の中で、大局的観点や長期的施策に亘るものも出てこようかと思えます。これはこれから第4期の科学技術基本計画の策定作業がこの夏から始まってまいりますので、その中にも反映させていくということもお含みおきいただければと思っております。

それから、4ページにスケジュールが書いてございます。きょう1月23日のところですが、進め方の概要を説明させていただいています。それから、この後関係府省の方からこれまでの知財に関する施策の進捗報告をいただきます。その後、各委員の皆様からご意見いただき、検討いただくということをお願いしたいと思っております。

それから2回目につきましては、また必要な報告等ありましたらしていただいて、さらに検討を深めていただくということで進めさせていただきます。

それから43回、3回目ですけど、3月下旬を予定しております、このときに事務局のほうから知的財産戦略の案をお出ししたいと思っております。

4回目、44回ですが、4月の中ごろにとりまとめということであればと思っております。

もし必要でしたら、5月にもう一度開催させていただくこともあろうかと思えます。

その後、最終的には総合科学技術会議、5月を予定しておりますけど、そこで決定・意見具申という予定でございます。

この資料の後ろにこれまでのこの専門調査会の取組の概要。それから、先ほどちょっと申しました、4つの戦略が、その概要ですが、付いてございますので、必要に応じてご参照いただければと思えます。

以上でございます。

**【相澤会長】** ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

特段ご質問等ございませんようでしたら、先ほど私が申しましたように、いろいろな状況変化が極めて激しいときでございますので、そういう変化にも対応するような形で、どうぞことの知的財産戦略をまとめていただきたいというふうをお願いしておきたいと思えます。

それでは、これから議題の2に入らせていただきます。知的財産戦略についてということで、まず関係府省からプレゼンテーションしていただきまして、その後で各委員からもご意見をいろいろいただきたいと思えます。

それでは、最初のプレゼンテーションは、内閣官房知的財産戦略推進本部ということでお願いしたいと思います。なお、時間は各省5分ぐらいということをお願いいたします。

**【内閣官房知財事務局】** それでは、内閣官房知財事務局のほうからご説明させていただきます。資料5をごらんください。

1枚めくっていただきますと、政策レビュー及び第3期基本方針のあり方に関する検討という項目になってございます。先ほど相澤会長のほうからもご紹介がありましたけれども、2003年に知財の基本法ができて、それから本年度で6年目を迎えております。これまで第1期、第2期ということで知的財産政策を進めてきているところでありますが、3年前の本部決定で、2008年度に政策レビューを行いなさいということが決められておりました。これに対応いたしまして、昨年10月から、競争力強化専門調査会のほうで、これまでの6年間の政策レビューと、第3期、2009年度以降の知財の基本方針についてどういうことを考えていくべきかということを検討してまいりました。

もう1枚めくっていただきますと、その政策レビューの項目としては、いわゆるその推進計画の中にあります、創造、保護、活用、それからコンテンツと人材というふうに、大きく5つのパートに分かれているわけですが、当専門調査会のほうでやらせていただいていたのは、このうちのコンテンツを除く部分です。今回はこちらの事務局の中から、特にCSTPの知財専調のほうと関わりの深い創造のところについて報告をして欲しいということでしたので、今後ちょっとその創造のところを中心にご説明をさせていただこうと思います。

もう1枚めくっていただきます。先ほど相澤会長からもお話がございましたけれども、イノベーション創出に関わる国際的な競争というのは非常に激化してきております。この中でいかに競争力のある知的財産を獲得・活用して、勝ち抜いていくかということが求められている時代ではないかという認識でございます。また、経済のグローバル化というのも非常に進展しています。その中でどうしていったらいいのかということ。それからオープンイノベーションというものも非常に進展してきております。この中で、権利の安定性の確保とか、公正な活用、技術情報の利用環境の向上、産学官連携の推進にいかに取り組んでいくかということが大きな課題になっているという認識でございます。

もう1枚めくっていただきますと、今後の予定といたしましては、この政策レビューと第3期基本方針のあり方に対する検討。これ、すいません、来年となっておりますが、年が明けておりますので、今年です。今年の3月を目途にとりまとめる予定になってございます。この検討の中で使っている資料というのを今回参考で1と2という形でお持ちいたしました。

参考1、ちょっと大きな紙で恐縮です。A3横紙ですけれども、これは我々ファクトシートと呼んでいるんですけれども、これまでの6年間でどんな施策をやっていきたいのかということ。ファクトを集めているシートです。具体的な数値、グラフ等も含めてこういうことをやってきているというものを示させていただいております。創造関係はこの2枚ということで今のと

ころまとめさせていただいているところです。

これをもとに、資料2のほうをちょっとごらんいただきます。こういう現状認識のもとに、討議用として資料をつくっておりますのがこの資料2です。日付は1月23日、本日の日付にさせていただいておりますけれども、実際にこれを用いて検討を行ったのは昨年10月31日でございます。創造の分野で、特に大学、研究機関、企業における創造力を強化していこうということで、視点1としては、イノベーションにつながり、かつ、重要特許を獲得できるような発明の創造環境が十分に整備されているのかという視点でいろいろと検討をしております。その検討の結果、これまで6年間の施策の評価の概要と課題というものがこういうところではないかということで、この枠囲いの中に整理をさせていただいております。

1枚めくっていただきますと、このような評価をした理由、それからその課題について細かくいろいろと書かれているのが2ページ目、3ページ目ということになります。この辺は割愛をさせていただきます。

それから、2つ目の視点は、外国への特許出願、外国企業との共同研究と大学等の国際的展開をより一層加速していくべきではないか。その際、現時点で大学等に不足している機能は何なのかということを検討しております。

続きまして、5ページです。視点3、産業競争力強化の観点から、職務発明制度は適切に運用され、機能しているのかという点です。2005年に法改正は行われましたけれども、オープンイノベーションのように各国といろいろと共同研究等しなければいけなくなったときに職務発明制度というのは大丈夫なのかという視点でございます。

続きまして、6ページ。このような視点から、いろいろと検討した結果、第3期、これから先どういう政策目標を立てたらいいのだろうかというのが、こちらの今3つです。今後講ずべき主な施策として、検討のたたき台としてとりあえず提示させていただいているのがこの項目ということになってございます。

続きまして、8ページです。産学官連携による知的財産の円滑な事業化というところで、視点1としては、知的財産の目利きと事業化を総合的にプロデュース機能を実現するという観点から、大学の産学官連携組織に不足しているものは何なんだろうか。その実現のため、大学の産学官連携組織は統廃合を含めて抜本的に見直すべきではないのかという視点を掲げさせていただいております。

続きまして、10ページになります。産学官の間での情報共有や人材交流というのが不十分ではないのかという視点です。オープンイノベーションを実際に実現していくためにはこういう

人材交流の必要性というのが高まってくるのではないだろうかという問題意識であります。

続きまして、11ページです。視点3、大学における研究成果を大学発ベンチャーの創出につなげるとともに、成果を社会還元するための多様な支援体制、リソースが整っているか。大学発ベンチャーたくさんできてきてはいますけれども、本当にうまく機能しているのだろうかという視点でございます。

最後に、12ページになりますけれども、これらの点に関して政策目標をとりあえず2つほど挙げさせていただき、今後構すべき主な施策として4つほど提示させていただいて、これについてご議論をいただいたところです。最終的にこのご議論いただいた結果は、先ほど申し上げましたように、3月にとりまとめさせていただく予定ですので、まだこういうふうに関内閣官房のほうで考えているということではなくて、これはまさに討議用資料ですので、その点はお含みおきいただければと思います。

私からは以上です。どうもありがとうございました。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

ご質問等は専門委員からのご意見もいただいた後でまとめて受けさせていただきたいと思えます。

次は、文部科学省、お願いいたします。

**【文部科学省】** 文部科学省研究環境・産業連携課長、田口でございます。資料6という少し厚めの資料がお手元にあると思いますが、これに基づいてご説明させていただきたいと思えます。

この資料自体がきょうの説明資料というよりは、皆さんの今後の検討のためのお手持ちの参考資料として活用していただければと思ひまして、多少分量を多めに用意させていただいております。

まず1枚めくっていただきますと、もともと事務局からの要請というのは、特にこの3年ぐらいの知財に関する取組、それから現状というのを説明しろということでございますので、この1枚目のところに左側のところに、これまでC S T Pのほうの知財戦略で決めていただいた項目を書かせていただいて、右のところに実際この資料のページを示して関係ある部分がここだよというのを一応示してございます。大きく一番上のグループの大学知的財産本部整備事業を初めとします大学の体制整備に関する部分、それから特許化支援、これはJ S Tでやってございます。それから、人材育成、それから下の3分の1ぐらいのところから研究開発に関する支援、それからデータベース、そういったものが内容としてきょうの資料としてご用意させていただいております。

ぱつとめくっていただきますと、2ページから5ページ、6ページまではこれは昨年度で終了いたしました大学知的財産本部整備事業に関する資料でございます。最終的には6ページにごように、事後評価をしておりますが、この中で基本的な大学の、これはまだ5年しかたっていないと申し上げさせていただきますが、ゼロから知的財産の管理・活用の体制というのを大学のほうで整備して、形が昨年度までに何とかできたのかなど。形というのは単に組織の体制だけではなくて、4ページでございますように、利益相反であるとか、あるいは学生が参加する場合の問題点、あるいは外為法を初めとする機微技術管理の問題、こういったものが洗い出されてきて、大学の中である一定の問題意識あるいは体制というのが共有できたものと考えております。

そのほかにも5ページでございますように、国際的な契約あるいは特許の問題、あるいは企業との契約のモデル、あるいは有体物の管理・活用、株式の取得にかかわる問題、いろいろな問題をそれぞれ大学で調査研究もしていただきまして、それを水平展開するというので、大学知的財産本部整備事業を進めてまいりました。

そこを、7ページでございますが、科学技術学術審議会の産学連携推進委員会で平成19年8月に今後の方向性をまとめていただいて、それに基づいて、8ページになります、今年度から開始いたしました産学官連携戦略展開事業というものにつなげていってございます。

ここでは左の四角のところを書いてございますが、やはりこれまでの体制整備ということではなくて、実際の産学連携の活動にきちんとつなげていくということで、特にこれまで欠けていた国際的なグローバルな活動であるとか、あるいは地域の中の大学同士の連携、あるいは地域貢献、そういったものに重点を置いてこの事業を進めてございます。

それから、9ページ、10ページにはT L Oの話がございます。これは大学知的財産本部整備事業が始まった当時、T L Oとの関係というのはいろいろ混乱があったわけでございますが、知財計画2007のほうで、そこの下にあるように決めていただきまして、現在は経済産業省の担当課と全国のT L Oを回りまして、場合によっては統合、場合によっては広域連携という形で大学との連携の強化、あるいはT L O同士の広域な活動というものを促進しているところでございます。

結果としては10ページでございますように、今T L Oは47機関全部でございます。形態としては株式会社からL L Cまでいろいろな格好がございますが、これがまだ再編といういろいろな枠組みが次の時代に向けて再編をしている最中という認識でございます。

それから、11ページのところには大学の特許の状況がございますが、一番上のところに海外

特許の率がございしますが、海外特許の出願率が低いということが問題になっていたわけですが、平成19年でこれ30%を超えまして、これでやっと日本全体の特許の海外出願率よりも大学の海外出願率が高くなったという状況になってございまして、これまだ上昇の傾向にございまして、恐らく半分ぐらいまではいくものと考えられます。

そういったものをJSTの技術移転センターが支えてございます。現在大学の海外特許の半分ぐらいのJSTのほうで支援をしているという格好になってございます。

それから、12ページからは人材育成でございまして。知財の人材を初めとする人材の事業がそこに6つほど書いてございまして、13ページのところはこれはJSTのほうで研修方式でやっているやつでございまして。特に14ページ、振興調整費のほうで振興分野の人材養成ということで、知的財産の、これはカリキュラムからきちんとやっていただくというようなプログラムを進めているところでございまして。

**【相澤会長】** 少しまとめを急いでいただけますか。

**【文部科学省】** はい、もう、すみません。

それで、あとはずっと研究開発の事業がございまして、すみません、20ページには特許と論文情報の統合システムの整備。

それから21ページ、これはIPSの話でございまして、ここから初めて研究プロジェクトと知財の管理を一体として扱うようになったということで、この流れを受けまして、34ページまで飛んでいただきたいと思いますが、今後、文部科学省の研究開発プロジェクトの中でも知財を重視した格好でというよりも、プロジェクトの中に知財の管理・活用というのを折り込むような仕事の仕方をこれからやっていくことにしてございまして。

非常にちょっと雑駁ではございましたが、一応資料を一通りご説明したということで、あとはお時間のあるときにごらんいただければと思います。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

次は、経済産業省、お願いいたします。

**【経済産業省】** 経済産業省でございまして。お手元に資料7がございまして、ご覧いただければと思います。

私どもは、文部科学省さんとは多少所掌するエリアが異なりまして、イノベーションの世界でいうとどちらかというと産業界、マーケットに近いところが私どもの所掌するエリアという観点でございまして。そういう観点でいいますと、基本的な考え方がページ3にございましてけれども、ポンチ絵で大変恐縮ですが書かせていただいております。右側にマーケット、市場がご

ざいます。先ほど来、事務局からもご説明がありましたように、非常にオープンイノベーションという世界が広まってきており、これは要するに②知識の融合、さまざまな分野の知識の融合というものが、この流れをつくっていくということと。それから、マーケットにつながっていく、マーケットに対して研究開発の成果を事業化していく、それからマーケットの観点からさかのぼって基礎的な分野の必要に応じて研究をしていく、そういう双方向の流れをつくっていく。そして、繰り返しになりますけれども、そういった成果をマーケットにつなげるという観点でオープンイノベーションの世界を推進していくのが、私どものミッションかと思っております。

1ページめくっていただきますと、そういった観点から従来行っておりますのが、イノベーションプログラムという、個々のプログラムについてのご説明は省略いたしますけれども、IT、ナノテク、ロボット等々に大きく分けて7つの分野にプログラムを組みまして、共同研究を中心に支援しております。

また、研究開発そのものだけではなく、5ページ目でございますけれども、技術戦略マップというものをつくっております、約29分野につきまして、今後のこの技術分野の将来像についてどういった絵姿というものが示されていくのかということ、全国の研究者の方々のご協力を得ながら、マップを作成しているところでございます。

そのほか、産学連携につきましては6ページにございますけれども、先ほど来、文部科学省さんのご説明にありましたけれども、産学連携推進のさまざまな施策を行っているところでございます。産学連携の状況につきましては、先ほども少し触れられましたので省略をさせていただきます。

また、産学連携は研究開発のみならず、人材の育成という面でも推進いたしております、8ページ目でございますけれども、産業界のニーズを踏まえた大学での教育あるいは初等中等教育も含めた人材育成の推進、こういったものも知財を生み出していく1つの基礎として位置づけて推進しているところでございます。

また、9ページ目でございますけれども、その成果の国際標準化というものが事業戦略上非常に重要な位置づけにますますなっておりますので、19年に国際標準化アクションプランというものをつくりまして、これを踏まえて国際標準化の支援、推進というものも行っているところでございます。

こういった考え方に基きまして、足元、足元というのは来年度の予算などでどういった対策をしているのかというのが次のページ目以降でございます。細かくなりますので詳細は省略

をいたします。

まず、11ページ目でございますけれども、先ほど申し上げました研究開発プロジェクトものにつきましては、約2,000億円の予算で低炭素・資源制約、あるいは安全・安心、経済社会の改革推進といった項目に重点化して研究開発の支援を行っていく予算を組んでいるところでございます。

また、12ページ目でございますけれども、これはプロジェクトそのものではございませんで、どちらかというところと仕組みづくり、制度づくりとしてオープンイノベーションを推進していく形をつくっていくということ。一番上でございますけれども、イノベーション創造機構、仮称でございます、新しいベンチャーあるいは大企業であっても新しい分野に踏み出していくようなリスクのある取組について資金を供給していく体制づくりをしていくといったことを予算化しているところでございます。

また、13ページでございますけれども、これは地域のイノベーションの創出ということで、知的財産を地域からも発出していくということ、地域の競争プログラムあるいは地域における世界最先端のイノベーション拠点の整備といったものを計上しているところでございます。

14ページ目、15ページ目以降は今年度の補正予算で計上させていただいている、二次補正につきましては現在審議中でございますけれども、その概要でございます。詳細は省略をさせていただきますけれども、こういったものを含めて21年度予算とあわせて推進をしていくという構えになっているところでございます。

また、そのオープンイノベーションの推進、それによる知的財産の利活用あるいは権利の強化という観点からは、法律改正的なものもございまして、これが16ページ目でございます。1つは、鉱工業技術研究組合法というもので、研究組合を株式会社化を転換をするということも考えているところでございます。

また、18ページ目でございますけれども、営業秘密の一層の保護を図るため、こういったものをどう処罰していくかということで、不正競争防止法の見直しということについても検討しているところでございます。

20ページ目以降は、現在私どもが今後考えていくことということで、これにつきましては時間もございませんので省略いたしますけれども、競争モデルというものが非常に今変わってきている。協調と競争というのを具体的な事業戦略として考えなきゃいけない。その中で知的財産権の在り方についても、そういうモデルの変化に応じた在り方というものを考えていくべきではないかということを含めまして、イノベーション政策の今後の方向性について現在、私ど

もの産業構造審議会の中で検討しているところでございます。

以上でございます。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

次は特許庁、お願いいたします。

**【特許庁】** 特許庁でございます。資料8をご覧いただきたいと思っております。私ども特許庁は知的財産制度、特許を含めて制度を所管しております。また、大学、研究機関は特許を出願していただいている大事なお客様でございます。そういう面で私どもといたしましては、知的財産の創造、保護、活用、これがいかに進んでよい世界ができるかと、そういう世界をつくっていくというのが使命だろうと考えている次第でございます。

資料をおめくりいただきまして、3ページ目でございますが、現状の認識でございます。やはり研究機関で研究を進めていただくその最初の段階から知財の目というのが大事だということでございます。そういうふうな知財を頭の片隅に入れつつ、また具体的にプロデューサーのような方々を入れていただきながら研究開発を進めていただくというのが大事だろうと思っております。3.にございますように、研究開発戦略とそれから知財戦略を連携させるというのが大事ということでございます。

4ページ目でございますが、そういう面で私どもの施策といたしまして、研究コンソーシアムなどに知財プロデューサー、知財の専門家を入れていくと、しかもグループで入れていくという施策を今進めているところでございます。

5ページ目にはその関連で書いてございますが、そういった中で、その研究を進めていただく中でその知財に関してもそれを全体で網をかけていく、ポートフォリオ化が必要であるということでございます。

6ページ以降にその研究開発に関しまして具体的な取組を書いてございます。

7ページ目でございますが、特許情報、これは大変貴重な技術情報でございます。論文情報もちろん大事なのですが、その両方あわせて持つというのが大事ということございまして、そういう面で統合検索システムというものの構築づくりをお手伝いしているところでございます。JSTにおかれてもそういった取組を進めているということでございます。

また、右上にございますが、技術動向調査、これは特許庁で実施しておりまして、12ぐらいの技術分野に関しまして、特許の出願件数とか出願動向、あるいはどういうふうにご利用されているか、研究開発動向はどうかというのを見ていくものでございます。これは国別などを出しておりまして、どういった国がどういう強みがあるかということを示すものでございます。

少し飛びますが、11ページでございます。これはこの総合科学技術会議で全体調整いただきまして、またご審議いただいた結果できたものでございますが。リサーチツール特許データベースというものが構築されております。昨年いっぱい900件ほどこのデータベースの中に取り入れることができました。3月ごろをめぐりにリリースされる予定でございますので、今後この活用が進むものと期待しているところでございます。

12ページが知財プロデューサー、先ほど申しましたその知財の専門家チームでございますが、このチームによる支援ということでございます。

それから、13ページ以降が大学に対する支援でございます。

14ページに1枚の絵で書いてございますが、発明の創出段階、権利化段階、それから活用段階におきましていろいろなお手伝いをしているところでございます。例えば、研究者の方々に対するセミナーとかテキストの配布、あるいは個別の大学にアドバイザーを派遣するなどということも行っておりまして、そのアドバイザーの得たノウハウというものを1つのマニュアルとしてまとめまして、それをまた全国の大学に展開するというところを行っております。

またあわせて、右にございますような特許流通データベースの提供、あるいは全国に特許流通アドバイザーを派遣して、そのシーズ、ニーズのマッチングを行う活動を行っております。

16ページには、先ほど申しました大学アドバイザーの派遣の実績などを書かせていただいております。

それから、4点目といたしまして、20ページ以降でございますが、人材育成でございます。知財に関して、やはりいかに教育をしていくかというのが大事でございます、21ページに全体の絵がございます。ここに書いてございますように、ごくごく若い世代、初等中等教育から専門高等教育、一般社会人に対して、さらに専門家である研究者、企業家などにもどういふふうに教育をしていくかということでございます。小学校、中学校から始まりまして副読本の無償提供とか、あるいは高校レベル以上に対してはテキストを配布して、さらに教育を具体的に進めていただくようにお手伝いをしているところでございます。また、社会人以降の方々に対しても種々の説明会などを開催していると、そういう状況でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

続きまして、農林水産省、お願いいたします。

**【農林水産省】** 農林水産省でございます。資料ナンバー9でございますが、10ページ目をお差し替えをお願いします。農林水産省では、食料の供給力、あるいは食の安全を支えながら、さら

に地球的環境問題に応える研究開発を進めているわけですが、あわせて農林水産省の知的財産戦略にも即しながら、現在、研究推進を図っているところでございます。

まず、1ページ目でございますが、知的財産に関連いたしまして、研究開発の入口から出口を見通した取組が大事だということで、まず左側でございますように、1番として、入口においては、我々の行っている研究プロジェクトを開始するに当たっては当然その企画段階で知財の情報というのをきっちり調べ、それに対応していくと。さらに、競争的資金のファンディングに当たっては、研究機関の知的財産戦略への取組状況というものも審査の1つの条件となるというようなやり方をしております。

さらに出口といたしましては、コーディネータ人材の育成ということが非常に重要でございます、今年から人材育成のワークショップなどを行っているところでございます。

2ページ目でございます。農林水産分野における革新的技術が幾つかあるわけですが、2つほど紹介をさせていただきたいと思っております。まず、左側にウナギやマグロの完全養殖技術でございます。この分野につきましては日本がフロンティアでございます非常に進んでいるということでございます。最近こそは市場での買い負けといったことも聞かれますが、技術的には日本が非常に進んでおります。特にウナギは完全養殖するのが非常に難しい。ウナギがどこで産卵しているのかということさえ最近わかったという状況でございます。この完全養殖に向けて、うなぎがおいしく食べられるように頑張っていきたいと思っております。

それから、国際協力の一環でもございますが、遺伝子の機能解析の中で、乾燥耐性遺伝子というものを発見いたしました。この遺伝子を組み入れることによって、特にアフリカ等の非常に乾燥した地域あるいは非常に湿潤で環境劣悪なところでの耐性のある植物が育成できます。

3ページ目は、農林水産省の研究開発に関する予算でございますので、これは後ほどお目通しをさせていただきたいと思っております。

4ページ目でございますが、知的財産創出を支える研究基盤の提供ということで、幾つかご紹介をさせていただきたいと思っております。農林水産分野、食品分野では、基盤となる生物遺伝資源の確保というのが非常に重要でございます、そのためのジーンバンクの仕事をしております。農林水産省の関連機関にジーンバンクセンターがあるわけですが、ここで植物、微生物、動物、DNAの関係の材料を確保しているわけです。植物ですと、大体25万件ぐらいの遺伝資源を確保しているという状況でございます。外国から導入したり、あるいは外国に提供しながら研究を支えております。

次、5ページ目でございます。情報関係でございますが、これからの食料問題を考えるとき

に、やはり植物体、動物体のゲノム情報というのが非常に重要でございまして、ゲノムの情報のデータベースを構築しております。現在のところ、作物でいいますと、稲。稲の塩基配列は100%完全に解読いたしました。それから豚、蚕、微生物などの遺伝子情報をデータベースとして構築しているところでございます。なお、このデータベースは総合科学技術会議の指導のもとで、関係省全体で統合化しようという作業を行っているところでございます。

続きまして、3つ目でございますが、リサーチツール特許の問題でございます。これも非常に重要でございまして、現在農林水産省の研究独立法人ではこのリサーチツールに関わる特許情報を約120件ほど登録しているという状況でございます。

7ページでございますが、現在、私どもは作物の品種並びに特許統合検索システムというものを開発いたしまして、今年の3月からこれをオープンする予定でございます。これは何かというと、品種の情報と、品種のライセンス情報及び特許に関わる情報を1本にしたもので、品種の育成をしている方は大企業だけではなくて育種家という一般の方も多いわけでございます。こういう方々がこういった情報を見られるようなシステムを開発したところでございます。

8ページ目でございます。これは、産学官連携の施策でございまして、産学官の交流ですとか研究の支援、さらに技術移転の問題等に取り組んでいるところでございます。

9ページ目でございます。その一端として、シーズと業界のニーズのマッチングということで、アグリビジネス創出フェアなるものを行っております。昨年10月末にこれを行いまして、約1万人ほどの入場者に来ていただき、技術シーズとニーズのマッチングの機会の創出を提供したわけでございます。かなり好評でございまして、今後とも続けていきたいと思っております。

それから、技術移転の促進でございます。10ページ目でございます。農林水産大臣認定TLO「AFFTISアイピー」という組織で技術移転に関する仕事をしているところでございます。

それから、11ページ、12ページ、これは参考でございますが、その他農林水産省ではブランド戦略とか、あるいは品種保護の仕事等を行っております。後ほどお目通しいただければと思っております。

以上でございます。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

それでは、これから専門委員の方々からご意見をいただきたいと思っております。本日大変出席率がよろしく、数多くの委員がいらっしゃるのので、できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

お一人3分以内ということで、他の委員の方の発言権を損なわないようにということでお願いしたいと思います。

それでは着席順に、荒井委員から始めていただけますでしょうか。

**【荒井委員】** それでは、資料10に沿いまして説明させていただきます。

第1は、国際的なイノベーションの促進です。このために①知的財産の機能を進化させる、意識を変えることが必要だと思います。20世紀型のものとは各国政府が国内産業振興のために国内独占権を付与するという考えで進んできておりました。21世紀、オープンイノベーションの時代には、世界が協力して、人類に役立つイノベーションを促進するための国際的なインフラを整備する、こういう国際的なソフトのインフラを作る考えに意識改革をしたらいいと思います。

②は、そのためにはユーザーであります科学者の集まりである、学術振興機関が国際的な共同作業によって21世紀型知財制度を作っていただくことが必要です。独占と公開・共同利用のバランスは、科学技術の進歩によって大きく変わっております。科学技術者（ユーザー）にとってイノベーションを起こしやすい知財制度はどんなものか、考えていただくことが必要です。日本の学術振興機関が欧米の機関との共同作業をする、それをリードしていただくことが必要です。

③は、いろいろな分野の国際学会で、その分野の特性を生かした知財制度を検討する。例えば、ITと医薬は、相当違うわけですから、学会ごとにいろいろ検討していただきたいと思います。

④は、共同研究をするためにも先進国特許が必要ですので、例えば日米共同審査、日米相互承認などによって、デ・ファクトでつくって科学者や出願人の負担を減らしていくことが共同研究の推進に役立ちます。

⑤は、そのためにも自動翻訳システムの開発と、明細書文学の簡素化が必要であります。

⑥は、iPS細胞を利用した再生医療は、国際協力により初めて実現いたしますので、日本でも医療特許を認め、国際的なパテントプールをリードすべきです。

⑦は、大学の海外出願支援を従来以上に強化すべきと思います。

第2は、大学等の知財戦略の高度化です。

①は知財本部・TLOの再編強化です。従来の制度により、相当、大学の体制もできてきたわけですが、今度はそれを本当に生かすために、技術分野ごと、産業ごとに再編強化が必要だと思います。

②は、大学はもっともっと特許の内容を宣伝して、企業にPRしたらいいと思います。

③は、論文と特許のブリッジでございまして、論文と特許情報の統合検索システムの整備及び活用を急速に進める必要があります。

④は、実用化を念頭に置いた出願。これはまだ少ないので、ぜひ企業との連携によって、実用化を進めることが必要だと思います。

⑤は、ソフトウェア特許の活用です。

⑥は、高等専門学校での知財教育による地域振興が必要です。大学での知財教育は進んでおりますが、大学を卒業した人が、とかく大都市のほうに就職することが多いわけですから、地域振興、中小企業振興のためには、高等専門学校での知財教育も必要だと思います。

以上です。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

岡田委員、お願いします。

**【岡田委員】** はい。私出席初めてで要領がよくわからないので、意見とかということよりは現場で直面している事例と、それから何を悩んでいるのかということをご説明します。

先ほど文科省の田口課長のご説明にもありましたように、TLOをどうするかというのは今あらゆる地域で問題になっております。北海道の場合は、広域TLOとして、資料11の1の左上にあります北海道TLOというのができてきましたが、株式会社形態でした。それで、人については、道庁あるいは大手の企業から出してもらって人件費をほとんどかけない格好で運営をしておりましたが、それでもやはり赤字が出てくるということで。基本的には地域にライセンスフィーを生むような大きな特許が余り出ていないという、現在まではですね、残念ながら。ということが原因なんです。

それで、やはりこれを単独で維持することは無理だということになりまして、いろいろ検討し、やはり北海道は、北大というのは割と大きな大学ですが、周りにはみんな比較的小さな単科大学が中心なので、地域の大学のコンセンサスもやはり北大が中心になって、北海道全体を見るようなTLO機能を大学の中に取り込んでくれないかというような話になりまして。ここのポンチ絵一々ご説明いたしません、こういうふうなことで。

しかも文科省の方で他大学との連携について、北大の取組についてご理解をいただきまして、これを実際行っております。3月末に北海道TLOの機能を北大の、産学連携本部という名前に変えますけれども、そこに取り込むということはもうほとんど決まっております。唯一引っかかっているのが、承認TLOの機能を取り込みたいと思っいろいろ準備しておったの

ですが、つい先週の末になって、経産省の方からちょっと組織図の中で機能がダブっていてちょっとまずいよねと言われて、今手直ししているところで、できるかできないか五分五分の状況なのですが、基本的にはそういうものを取り込んで、北海道のTLOの機能は北大の産学連携本部に。

それと、北海道にはもう1つ特殊な例で、地域の経団連が道庁とつくった別の財団がございまして、そこは地域の中小企業とか、あるいは例えばNEDOでおやりのような、いろいろな競争資金の中間管理業務ですね、それはそっちでやっていただくという2つの組織をきちっと立ち上げて、機能を分けて、それで北海道全体の面倒を見ようと、そういうものにしましたという、これが事例でございます。

それで、11の2のところにありますけれども、お金がかかりますという話なのです。ライセンスフィーが小さいものですから、結局一億数千万というお金を産学連携本部に対して北大の中で持ち出さないといけないというわけで、今はよろしいんですが、運営費交付金の1%削減みたいなのがずっと続くとそのうち体力がなくなるよねという、そういう心配でございます。

それから、人材のほうは、先ほども話がありました、人材本部育成事業で5年前始まって、随分たくさんの方を我々も民間からお呼びいたしました、何人かの方は教授待遇ですから問題ないんですが、知財マネージャーとして来ていただいた方は教員という位置づけではないんですね。名前だけは特任教員というふうにしていますが。それで事務の判断では、これは非正規の方であるから5年が年限の打ち止めであると、いうことで今ちょうどその辺に問題がきておりまして。私知財本部長としては、せつかく事業に慣れてくださった方を5年で切ってしまったのでは何の意味があるんだと事務とけんかしているんですが。事務的に、そのところを大学として解決しなきゃならん問題です。多分ほかの大学でも同じ問題があるかなと思いますが。それが、現場としては大きな問題です。以上です。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

竹岡委員。

**【竹岡委員】** 大きく分けて2点です。大学研究機関発ソフトウェアの活用の問題と、アグリバイオの分野でのパテントの話をしたと思います。

資料12をごらんください。1ページ目ですが、日本は圧倒的なソフトウェア輸入超過国であるということはよく知られてはいるはずなんですが、外資系ソフトウェア企業を入れた統計は実際は最新のものはないんですね。アプリケーション系ソフトウェアのうちシミュレーション系というのはもうものづくり産業の設計開発に欠くことができないものになっていて、大体大

企業1社年数億円から数十億円のライセンスフィーを払っているというのが現状です。今材料設計とか医薬品化合物の設計の分野もソフトウェアで行う時代になっています。しかし、非常に日本のシミュレーション系のソフトウェアの開発というのは遅れている。このままであれば「ものづくり日本」といっても、その足元のところが崩壊してしまうのではないかという危機を持っています。

次のページで、これが東京大学さんの報告書から引きました。このシミュレーション系の設計開発ツールのソフトウェアというのは大学・研究機関発なんですね。要するにアメリカとか欧米では大学とか研究機関で生み出されたこういうソフトウェアを民生化するというのが非常に多く行われていると。

なぜ日本は進まないかという次のページですが、要するに日本の大学・研究機関で作られるソフトウェアは、認知の前の段階の、アカデミックな研究用に作った段階でとまっているわけです。特許はその段階でそのままライセンスできるんですが、ソフトウェアはそうはいかないと。まずソフトウェアを認知していただいて、それを育成して、皆さんが使えるようにコア・エンジン、ミドル、GUIをくっつけて製品化していくと、このプロセスは結局大学だけではできない、というのが現状なんですね。だから、大学発のソフトウェアというのがいつまでたっても世に出ていかない。

平成19年度のこの専門調査会で「大学発ソフトウェアの資産の活用」という方針が出されて、それでこの東京大学の報告書が出て、その具体的な政策立案はこれからなんですね。これからその分野をぜひ取り組んでほしいと思っています。

次のページ、4ページですが、「逆オープンイノベーション」と書いたのは、次の意味です。大学発や研究機関発のソフトウェアを世に出すために、先ほど言ったように認知させて、そのオープンソースの世界の企業内の技術者とか研究者を含めて育成してコンソーシアムにして製品化していくには、大学発ベンチャーが一番適していて、アメリカにはグーグルとか山ほどソフトウェア系の大学発ベンチャーが起業して成功しています。日本の情報系の先生って余りお金に興味がなく、ソフトウェアは世に出したいんですけども、ベンチャーを起こすという人が余りたくさんいないのでなかなか出て行かない。日本の場合はむしろ大学内のソフトウェアシーズに企業に着目していただいて、企業のほうから引っ張り出していくという意味で「逆オープンイノベーション」、つまり、企業側のニーズによってオープンイノベーションするのではなくて、大学側のニーズによってオープンイノベーションするというのがこの分野では本当は必要だろうと思っています。

しかも、事業的な要素を加味しないとできないということで、政策としては1点目は大学発ベンチャーの政策というのをしっかりしていただきたいということと。2点目は、経済産業省さんがおっしゃっている、鉱工業技術研究組合の共同研究法人化によって、大学とか研究機関が共同研究法人に入ってそのままシームレスに事業化ができると、この仕組みをぜひ大学・研究機関発ソフトウェアの開発・事業化に生かしていただきたいと思っております。

それから、3点目、大学の知財人材の話は特許人材に偏っていますね。ソフトウェアの著作権の話、それからオープンソースライセンス、GPLとかアパッチとかそういうライセンスがわかる人材で情報系の人材が知財の人材の中に必要なんですが、そういう人材が大学や研究機関の中で欠落しています。ぜひ知財人材という中でソフトウェアの知財を扱える人材も確保するようにしていただきたいと思います。

最後1点だけ、アグリバイオの分野は今非常に急速に国際化が進んでおります。パテントプールもPIPRAのような国際的なレベルでのパテントプールが形成されています。ところが残念ながら日本の大学、研究機関はこれに参加していないのです。アグリバイオビジネスというのはもともと非常に全世界的なビジネスのはずなんです。だから、これに対して日本の大学とか研究法人が目を向けないと、やはり取り残されるので。農業生物資源の国際的な保護の問題もそうですし、やはりぜひアグリバイオの分野のパテントを絡めた、あるいは資源を絡めた問題についても、日本の大学、研究機関の国際的な取組というのを支援していただきたいと思っています。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

それでは、名取委員。

**【名取委員】** 申しわけございません、私は資料を用意しておりませんので、口頭のみでお話をさせていただきます。

競争力を回復、維持、向上させるためにはイノベーションが必要であるということはだれも異論のないところではあると思うんですが、私が所属しておりますIBMにおきましては、それがオープンでコラボレーティブなイノベーションこそが有効であるということを提唱はしております。それはやはりIBMという性質上、アメリカの競争力の回復、維持、向上にとってという前提がどうしてもあるように考えられまして。私自身が日ごろ見聞きしておりますイノベーションの在り方が必ずしも日本のイノベーションの実現に最も適したあるいは有効な方法かどうかということはまだ全く確信が持てておりません。

したがって、日本にとって必要なイノベーションというものはどういうものなのか、イ

ノベーションが起きているという状態はどのような状態で、それが達成されているかどうかというのはどういった指標をもって検証できるのかあるいはできないのか、あるいはどの分野、どの制度においてイノベーションが日本においても進んでいるかあるいは進んでいないかということをしきりと検証して、それに対して知的財産があるいは知的財産戦略がどのような方法でイノベーションの達成に貢献できるのかということ、日本の視点からやはり考えてみる必要があるのかなということをおもっています。

そのときにもアメリカの利益ということが前提にはなりますが、IBMが提唱しているもろもろもイノベーションへの取組に関してご紹介もしくはお話できることがあれば、今後インプットさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

西山委員。

**【西山委員】** それでは、資料13に沿って説明させていただきます。

意見としては、個別に4つを挙げましたけれども、大きくとらえまして申し上げたいことは2点です。1つ目は、知的財産を創出して、これをてことしてイノベーションにつなげなければならないということ。2つ目には、欧米との競争に際しまして公平に競争できるように仕組みを整備しておかなければならないことの2点です。

まず最初の1点目につきましては、産学官連携はかなり久しくやっておりますけれども、本当に日本として国益を重視して、絶対にトップとしてイノベーションを達成しないと、日本の国際競争力は上がらないということにはだれも異論がないと思います。それについては今までの産学官連携の在り方はいまだ不十分だと思っております、さらに一層踏み込んでそれをやらなければならないと考えます。その際に、ちょうどきょうの進め方の1についての説明がありましたようなテーマを更に絞り込んで、その中でもさらにどうしても日本が何としても一番槍を掲げたいということについては、2つ、3つについては、オールジャパン体制で産学官ともに精鋭を選定して、Under One Roofのもとに100%専任を生かして、ともかく目的を達成しなくてはだめだと考えます。要するにパラレルで同時並行的に研究開発や戦略や資源投入や事業開発や規制改革、法体制整備など、あるいは国民への理解など、一体となって並列に進めないと、加速してスピードを上げてイノベーションを達成できないというふうに私は考えておまして、そのように運営をすべきだと思います。というのが一番重要な1点目です。

2つ目は、オープンイノベーションに向けた制度設計、医療方法の特許化、食品の用途発明

の保護の在り方を課題として掲げましたが、これらは研究開発を一層促進させて知を創出させるということと、その営みにおいて欧米と公平に競争できる知財の制度の整備を行う必要があるということについて述べております。

以上です。

**【相澤会長】** ありがとうございました。

それでは、次は野間口委員。

**【野間口委員】** 荒井委員初め大変立派な意見が出ましたので、少し今日の各省庁の話も聞いた結果も含めてお話ししたいと思います。

私は資料14のように2つに分けて意見をまとめてまいりましたが、大分オーバーラップしております。1のところで書きましたのは、この知財立国への取組が始まりましたときに、日本でもプロ・パテントだということで、必要に迫られて競争力を強化というよりも少なくとも維持するためにしっかりと取り組むべきじゃないかということで、守るという立場、それから大学等の知財を含めて創造する立場、そういったことを含めてた取組だったと思います。ここへきて、まさにプロ・イノベーションと言ってもいい取組になってきたと思います。知財を生かして競争力をさらに高めていくにはどうあるべきかというのを議論すべきフェーズに入ってきたという気がいたします。

そういった意味で考えると、やるべきことは知財の知的創造サイクルだけでなく、その周辺のいろいろな環境整備含めてイノベーションを推進するための取組がいろいろあるということとで1を書かせていただきました。

2番目にも関係するのですが、2000年以降の今日までの推移を考えましても、いろいろ環境変化がありました。そういった環境変化に対してやはりこういった場で識者が集まっていると対応を議論することがいいのではないかと思います。

その中でいろいろ書いておりますが最初のもの、これは特許庁、経済産業省で特許のハーモナイゼーションとかACTAとか、今日本が主導的にやっておりますが、ぜひこういうのはねばり強く続けるべきだということです。この会議でもできることがあったら大いにやるべきだと思います。

それから、オープンイノベーションということでもありますが、標準規格とかオープンソース・ソフトウェアとかいろいろ知財権の取り扱い等気になる動きがございます。そういったのに対していろいろな立場からの意見をここで戦わせて、考え方を整理しておくのも必要ではないかと思ひまして、差止請求権のない特許やライセンス・オブ・ライトなど書いております。

それから、職務発明、これも経済産業省からのご紹介でも出てまいりましたが、各国の状況等考えますと、日本で職務発明が問題になりますときはメディアが取り上げて騒ぐのですが、これは一度世界からはどう見られているのだということをちゃんと整理しておくのも必要ではないか思うわけでございます。

それから、3番目は中国等で行われております、少しローカルな問題ですけれども、これも大きな知財問題と強制実施権等の問題に対して、産業界として、国としてどういうふうに対応するか、はっきりとした意見を持つかということも重要だと思います。

などなど書かせていただきましたが、時間がないので、最後のほうにいきまして、パテントトロールとかオープンソース・ソフトウェアの第三者特許のように、イノベーションを阻害するような知財の問題がいろいろ出てきております。こういったものに対してどう対応するかというようなこともここでしっかりと議論したいものだと思います。

それから、一番最後には、特許庁と裁判所の云々とありますが、特許の信頼性の問題とか進歩性の問題とかいろいろそういうのに絡みまして、ここで知財という面で創造性の評価の在り方というのいろいろ議論をするのもいいのではないかとそういうふうに思います。本日は専門調査会の最初ですので、こういう意見をまとめてまいりました。

以上でございます。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

それでは、林委員。

**【林委員】** 林でございます。私の資料は15です。私は本日が初めての参加でして、これまでの経緯の資料を勉強し尽くす時間がなく、何を申し上げても既になさっていることではないかと思ひまして、基礎から考えてみました。

1番目の「確認」、目的と手段というところで何を言いたいかといいますと、手段の目的化が生じてはいけない、まず、出発点として、何のためにイノベーションによる国際競争力強化を我々は目指しているのかを確認すべきであるという趣旨です。私は、目的は、国民の幸福にあると思います。

そこにおいて手段を考えると、もともと生産や創造の担い手は民間であり、国の役割は制度的な隘路の解消にあると考えます。ですので、国でなければ、国がやらなければならないことを重点にしてやるべきではないかと考えます。

そこで2番目ですが、このような観点から政策上、今求められている重点を考えますと、やはり、国民が今、不安、不信、閉塞感を持っておりますのは、言うまでもなく、少子高齢化社

会におけます医療、介護、年金、福祉、また機会格差、デジタルディバイドも含めて、機会格差をいかに改善していくかということではないかと思えます。

情報通信技術の革新や、標準化によって新しいサービスが、今、できるようになっているわけですが、これらについて、国民の目に見えるようなビジョンを立てて、医療、雇用、福祉分野に重点を置いて進めていっていただければ、それこそ国民のコンセンサスが得られる分野ではないかと思えます。

その際に、だれもが居ながらに享受できるインフラの整備、これが必須のポイントであると思えます。それには、設置の援助や操作が簡単なデバイスの開発を同時に進めていかなければいけないと思えます。

3番目は、こういう分野に重点を置いた場合の具体的なアウトプットの形、イメージです。まず、通信などのインフラにつきましては、大容量・超高速通信網の整備をこれまで以上に進める。これは期限を設けて日本の津々浦々に網羅していただく整備をする。それから、放送と通信の融合はかねて言われておりますが、議論はされておりますも二すくみか三すくみかわかりませんが、ちっとも進んでいないように思います。ぜひここは国がリーダーシップをとって進めていただきたいと思えます。それから、電波網の再編や、マイクロ・テストング・デバイスを例として書きましたけれども、半導体関係でもこういったデバイスの開発を進めていくことが必要ではないかと思えます。

国民に見える形のビジョン、アウトプットのイメージを、医療、雇用、福祉分野についてそれぞれ挙げました。特にここでテレメディスンという形で書きました。今回特に申し上げたい、双方向性の電信遠隔医療というテレメディスンにつきましても、昔、2000年当時に考えていたものはせいぜいレセプト、カルテの送受信やテレビ電話などといった程度の形だったかもしれませんが、今の技術であれば、「臨場感」「没入感」をもつテレビ画像で診察を受けたり、自宅での医療検査・測定や病理診断など、もっとすごいことができるわけでありまして、ここに力を入れて開発を進めていただければ、我々国民が本当に必要としているサービスが居ながらにしてだれでも享受できるようになるのではないかと、希望を持って語る我々の目標になると思えます。

皆様もテレビゲームでゲーム機の「Wii」とかゲームソフトの「WiiFit」や「WiiSports」というものがいかに今、人気を得ているかということをご存じではないかと思えます。たかがテレビゲームでございますけれども、それですら双方向で、あれだけ多様な使い方を、家庭のテレビを通じてだれでも簡単に楽しむことができるのでありまして、それに対する

国民の支持、国民だけでなく全世界で支持されております。そういったことを考えますと、いかにこの分野でニーズがあるかわかります。昔の高速道路以上のものが今の通信網でありまして、そこを通っているのが単なる娯楽やエンタメだけではもったいない、ブロードバンドの使い方として医療の分野で我々はもっとすごいビジョンを示せるはず、と思います。

雇用や福祉の問題も同様でございます。

2枚目の図は、2003年の情報通信研究開発基本計画（第3版）のフォローアップだそうですが、この当時の計画によりますと、2010年までにはこのテレメディスン、真ん中に赤丸いたしました、そろそろできていてよかったのではないかと思います。実際どうかといいますと、3枚目ですが、これが昨年平成20年11月14日時点の、総務省と厚生労働省の共管で行われております医療評価委員会の現在の進捗状況のようです。平成21年のところに「遠隔医療の有効性を実証・エビデンスの蓄積」と書かれており、これ自体お進めいただいているのは大変結構ですし、さらに進めていただきたいことだと思います。けれども、これはあくまでも従来の技術を前提にして、現状でコンセンサスが得られる場面の議論だと思いますので、今後、技術革新を生かしてもっと医療従事者にとっても使いやすい環境を作り、このテレメディスンを進めていくことがこの分野での進展につながるのではないかと思います。

以上です。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

原田委員、お願いします。

**【原田委員】** 資料を提出するのが遅くなってしまい、最後に資料20ということでつけさせていただきます。事務局にご迷惑かけたことをおわび申し上げます。

先ほど経済産業省の小林課長が研究開発と市場との双方向の流れをつくることの重要性を最初にお話になりましたけれども、私の所属している産業技術総合研究所では基礎的な科学と製品、産業というものを結ぶ、間の研究開発をする独立行政法人と思って研究をしております。ですから、その中で知財というのは極めて大切でして、産総研の中で知財を専門に管理し、あるいは知財戦略を立てる部署がございます。

私はその人間ではなくて環境管理技術研究部門という研究を行う部署におります。そのような人間がここに出てくるというのが果たして適当なのかどうかわかりません。昨年たまたま競争力強化専門調査会の中の環境分野のところで少し手伝わさせていただいた経験がございます。その意味で環境分野での知財というのが今どういうふうに見たらいいのかという面で資料をつくってまいりました。

地球環境保全ということを考えた場合に、資料には書いていませんけれども、やるべきことというのは世界各国が協調的に立ち向かうという必要がございます。ただ、それをやるときにはやはり経済の活動の中うまく取り込んでやるということになりますから、それは環境ビジネスとして競争的にやらなければいけないことになります。その協調と競争の中で知財の戦略をどう考えていくのかというのがこの環境分野で知財を生かす意味での大きな問題といたしますか課題かと考えております。

具体的にどういう問題があるかについて少しずつ書かせていただきました。まず、環境負荷物質のローカルな発生がグローバルにインパクトを与える。そのインパクトは、時間的にも後で出てくる。ですから、十分に環境問題が認識がされた社会では知財、あるいは環境政策、環境技術というのがビジネスに結びつくけれども、そうではないところではまだまだそうは簡単にはいかないんだという問題があります。環境関連技術は各国の規制の環境行政と密接にかかわっていますから、知財戦略と標準化戦略というのをあわせて考えていかなければいけない。

現状で日本の環境の技術の特許で見ますと、出願というのは諸外国に比べて極めて高い。ところが、外国への出願は極めて低いという結果が出ております。それが今後の国際協調及び競争の中で環境技術をと考える場合の1つ大きな問題点であるのではないかと考えております。

また、先ほど標準のところもあわせて考えなければいけないというお話をさせていただきましたけれども、最後に少しまとめていますように、J I S等の国内での標準というのがいかに国際的に通用するようになるかも大きな課題と考えています。それから、諸外国、特に環境問題に関心が余り高くないところには管理の方法論も含めた移転というものが重要になってくるのではないだろうかと思います。以上、不十分ではありますが、簡単にまとめていただきました。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

本田委員。

**【本田委員】** すみません、資料がないので口頭で述べさせていただきたいと思います。私から申し上げたい点としては3点あります。

今のこの経済状況の中でいきますと、やはり今後大学での研究成果というのはより期待度が高まっていくかと思えます。そういう視点から見ますと、今の大学の研究というのは非常に専門性が高く、いい研究が進められている中で、特に、特許という視点からいろいろ案件を拝見していますと、やはり融合分野で非常に質の、データの厚みのあるいい知財ができてきていると感じております。ですので、今後もやはりそれぞれ専門特化した先生方をいかに融合してい

くかというところは非常に重要な政策になっていくのではないかと考えております。

一大学で異分野融合というような、大学として推進していただくだけではなく、大学で方針を立てていないところでもうまく融合を誘導できるような施策ができないかなと考えています。例えば分野融合した知財であったり、いろいろ学学連携を推進するためにそういうものを積極的に知財として特許出願の支援をJSTのほうでやっていくとか、そういう形でそういう成果が出やすいような環境整備というのが1つ施策ができないかなと考えています。

二つ目としましては、いろいろ融合を進めていきますと、特許法の制度で1つ何となくやりにくいなと思っているところがありまして、例えば国内優先権主張出願というのは、出願人同一でないで優先権が認められないというような主体要件が課されております。一方でパリ優先という優先権制度では出願人同一というのは要件にはなっておりません。そうしますと、例えばA大の単独発明でまず出願して、その後学学連携で他大学と共同研究の成果が出たときに、それを優先権でデータを厚くしていきましょうといったときに、煩雑な手続をせざるを得ないという状況になっております。そこで出願人の要件を見直しというのをしていただければ、今後の産学連携や研究の分野融合という政策に合致したような知財の法制度になるのではないかなと考えております。

あと、質の高い特許、基本特許というのは初め生まれたときには本当に基本になるのかどうか分からないというような視点でいきますと、どのタイミングで、私たち知財を預る人間としてどのタイミングで出願するのかという非常にいつも難しさを抱えながらやっております。そのときに、やはり日本の中で国内出願をしますと、一般的には30万円から高いところだと五、六十万円というような出願制度を今の段階でかけるのかかけないのかいつも悩みながら判断しているんですが。一方、アメリカですと仮出願制度というのがありまして、現地の代理人を使ったとしても、この段階だったら数百ドル程度、今のレートでいくと場合によっては5万円ぐらいで出願日だけ押さえるというような手続もできる状況です。国内でなぜ同様のことができないかなと感じておりますので。これは昔から議論のされているところかと思いますが、国内優先権制度を見直す場合にはこの点ももう一度改めてご検討いただきたいと考えております。

最後の3点目としましては、やはり外国へのライセンスと申しますか、海外へのライセンスというのは引き続き重要ではないかと考えてはおるんですけれども、一方でやはりパテントコントロールであったりという問題がありますので、海外へのライセンス、海外との産学連携に関しては引き続きそのパテントコントロールの問題等をどう回避しながらというか、そこを慎重に進めていく政策というのもぜひ検討していただきたいと考えております。

以上です。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

松見委員。

**【松見委員】** 資料16をご覧頂きたいと思います。私のほうは昨年5月に総合科学技術会議が決定、意見具申された事項に沿いまして意見をまとめました。既に関係府省でいろいろ手を打っておられる訳ではありますが、強調したい点のみ申し上げます。

まず、革新的技術戦略につきましては、やはり昔の米国マンハッタンプロジェクトやアポロ計画のような国家的大型事業実現を目指す国家基幹技術の開発ということが今後さらに必要になると思います。例えば希少資源をつくる、あるいは食糧づくり、計算科学革命活用による革新的ものづくり、そして海洋バイオマス化学工業システム、こういう点を日本としてさらに検討すべきだと思います。

国家資金による先端技術ベンチャー支援、これはもう既に議論されている通りであります、それにしましてもやはり市場形成に至るまでの間、アーリーステージの大学、独法発のベンチャー向けに継続的に資金支援するという重要性は変わっていないと思いますし、米国、ドイツ、フランスではアーリーステージ向けのベンチャーに対する政府の支援が非常に積極的に行われているという点を参考にすべきと思います。

2番目の科学技術による地域活性化であります、これは後ほど具体例でもって少しお話ししますが。やはり戦略的課題を選択した地域R&D&コマースャルゼーション、Cクラスターを海外勢を迎え入れてオープンイノベーションで推進すること、これをもっと日本はやらないとますます遅れるというふうに考えております。

次のページの3点目、環境エネルギー技術革新、これももう既にどんどん政府で進められている訳ではありますが、プラスやはり慣性力発電を利用した波力発電、CO<sub>2</sub>の排出のみならずCO<sub>2</sub>吸収の問題、そしてエネルギー低消費型生産システム、こういうところにもフォーカスすべきではないかと思えます。

4番目の科学技術外交の強化であります、昨年来言われている非常に重要な点でございます、私見といたしましては、やはりこれを担当する内閣特別顧問の常設、そして科学技術分野に非常に深い見識を持っておられる方を特別顧問として配置して、科学技術外交もコーディネートするというようなことが、特に欧米と伍してやっていく上で必要だと思います。また、関係府省における科学者・エンジニアの登用、これも科学技術外交を強化する上では非常に重要だと思いますし、何と言っても日米協力、これを従来以上に強化することが他の地域で

科学技術外交を推進する上で非常に重要になってくると思います。

最後の科学技術人材育成であります、これも既にいろいろな手が打たれている訳であります、ここでは1点のみ、科学技術分野での起業家精神やイノベーションを教育するイノベーションスクールの上上げ、これを検討すべきではないかと思ひます。既にフィンランド、それからドイツ、シンガポールで具体的な例がございます。

3ページの例を1点のみご紹介いたしますが。本専門調査会におきましても、すべき論、すなわち何々すべきであるとか、あるいは制度を改善すべきであるという議論が長い間当然行われておるわけでございますし、またその努力は当然続けるべきだとは思ひますが、同時に、海外諸国において進めているような具体的な産学官オープンイノベーションクラスター、これを立ち上げて、具体的な現実的な知財問題にもぶち当たって、そしてそのクラスターの中で産学官共同で具体的、現実的な解決策を見つけていくということも日本としてもっと重視すべきではないかと思ひます。

昨年11月に廻ってきたドイツ、フランスなどの例からここにフランスのグルノーブル・イゼール産学官国際研究拠点の例を示してございますが、これらすべてが1つのクラスターの中で行われているという全く日本にないパターンでございます。これらをすべて今ご説明する時間にはございませんが、2点のみ。1つは橋渡し役。しかもこれはフランスのレティ国立研究所といい、あるいはドイツのフランフォーファ国立研究所といい、国研が大学と企業の橋渡し役を行ってまして、産業化に極めて真剣なる努力をしているということは注目すべき動きだと思ひます。

第2の注目点は、海外企業参加のオープンイノベーションであります。このフランスのグルノーブル・イゼールにおきましても、なんと35カ国、400社が参加してきているということ。ここには書いてございませんが、ベルギーのアイメック、これも60カ国から580名の研究者が参加している。こういうようにオープンイノベーションといひましても、海外勢を迎え入れてのオープンイノベーションを行っている。日本勢は海外に出て行くばかりなのですが、とんでもないことでございまして、日本でのクラスター、日本でのオープンイノベーションにどうやって海外勢をもっと呼び込むか、迎え入れるかということも研究すべき重要なテーマだと思ひます。

最後のドイツ・ミュンヘンバイオクラスターも同じでございます。この説明は要しませんが、非常に真剣な徹底した産学官連携をしています。こういう企業、公的な機関あるいはいろいろなサービス、すべてを1つのクラスターに持って対応しているということで、我々として多い

に学ぶべきだと思います。

以上でございます。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

三木委員。

**【三木委員】** 5点ほど述べさせていただきます。

第1点は、イノベーション全体に対するものの見方でして、先ほど来入口から出口論の一気に通貫という考え方がございますけれども、これは1つの考え方で、目的が違ったイノベーションには事業化シナリオにのっかって、知財戦略がそれに従属し、R&D戦略もそれに従属すると。これには非常にわかりやすい形だと思うんですけども。

もう1つ別の見方があると思っています。それは、いわゆる大学等で起こるディスカバリーからイノベーションに行くパス。この場合、ディスカバリーから、何かを発見したら事業シナリオをつくってイノベーションというまたシナリオをつくるわけですけども、その時点でおおいをかぎとる力ですね、もう目利きするという見えた状態ではだめで、おおいをかぎとる力、こういう人材の問題が非常に大事になってくる。

そしたら、そのおおいをかぎとるための源泉はどこかという、例えば大学でいえば科学研究費補助金の成果をゴヒャクジナイブストラクトにしてオープン化して、民間の調査機関、産業界にも徹底的に検証させるとか、こういった具体的な方法をやっておおいをかぎとる力を持っている人がかぎとれるようにして事業化シナリオをつくるか、こういうようなディスカバリーからイノベーションというところをもう少し詰めていく必要があるのではないかと考えています。これが第1点です。

第2点目は、研究成果、知財を大きく回すという。国際的な活動はもちろんそうですし、もう1つ地域に関しまして、狭い営業範囲と少ない商品でいろいろなことをやっている。これではだめだと考えています。その隘路を解消するには、民間機関との連携が極めて必要だと、そういうふうに思っています。もちろんTLOと民間企業との連携、さらにTLO間の連携、現在いろいろ進んでいますけれども、次のステージではLLP型の共同体、そして最終的には何らかの形で東日本、西日本とかある程度の動きやすいサイズのもの、そういったものに変化していく必要があるだろうと思っています。

次に3点目ですけども、地域イノベーションの関係ですけども、ここではイノベーションプラットフォーム、通常県の三セクがつくっているそういったところがやっておりますが、そこに企業等の出資、地元企業等の出資、それから場合によっては大学が何らかのお金を出す。

そしてLLPみたいなものをつくって、プラットフォームを明快にしない限り統合的なマネジメントが知財に関してできない、ここに大きな問題があると思っていて、そういったことも考える必要があるのではないかと。

それから4点目ですけれども、これは産学連携、知財支援人材に関することですけれども。第1フェーズ、知的財産本部整備事業、TLO政策いろいろなことで第1フェーズを過ぎたわけですけれども、知財の支援人材の能力開発が必要だと。新しいフェーズにあわせた能力開発が必要だというふうに考えています。

それから最後、5点目です。今度は研究者周りの制度の多様化についてです。現在多くの大学でアソシエイトプロフェッサー以上は終身雇用、そして任期つき雇用の方もおられる。定年用トラックとかいろいろなこともやられていますけれども。先ほど一番最初に申しましたイノベーションの形をよく考えて、ディスカバリーアンドイノベーション型ではこれは終身雇用でないとやっていけないと思います。それから、目的型でやっている場合にはプロジェクトマネジメントが非常に機能させることが必要ですので、そのときには成果主義、欧米でやっている成果主義型の人事というものもあっていいと思うんですけれども。終身雇用と成果主義型の人事をどういうふうにバランスよくつくっていくかということが研究者の水準ではもう1つ大きなポイントになるというふうに考えています。

以上です。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

森下委員。

**【森下委員】** 私も資料を用意していないので、申しわけないのですが。4点あります。

1つは、もうこれは荒井委員あるいは西山委員からもお話が出ましたけれども、医療特許に関しましてぜひ引き続きのご検討をお願いしたいということを改めてお願いしたいと思います。

その中に、先ほどの食品での医療特許の話も出ておりましたけれども、医療機器に関しても日本と海外の状況というのはかなり異なっているというふうに考えておりました。欧米でかなり画期的な特許というふうに考えられた医療特許が日本国内で認められていないというケースは非常に多いんじゃないかと。そういう意味では、医療特許に関しましては、これからやはり革新的な医療機器の開発というのがありますので、医療機器に関しましても食品と同じように、特許のあり方に関しましてももう少し範囲を日本でも拡大するところがあるのではないかとこのように思います。

特に医療機器というのは組み合わせがやはり多いので、そういう意味では公知の範囲内とい

うことで、比較的どうも日本の中では拒絶されるケースが私共多いというふうに感じておりますので、このあたり少し調査も含めて考えていただければと思います。

それから、2点目は海外への特許の技術移転なんですが、今回の資料の中にも出ておりますが、インテレクチュアルベンチャー、I V社に関して多くの大学が知財本部の中からも契約で出しているケースがふえています。これは先週でしたかね、新聞紙上でも、どうも成功例かのように扱われているケースが非常に多くて、実態として本当にそれ大丈夫なのかと。やはり日本での税金で出た研究を、ただ同然とは言いませんけれども、十分な評価をせずにそのまま海外に移転してそれを成功例と言うのはいかがなものかなというふうに思います。

まったく駄目というわけではなくて、やはり海外に技術移転する場合の、何らかのメルクマールか考え方の原則ですね、そういうものをやはり示す必要があるのであります。十把ひとからげのバナナのたたき売りの状態で移転するのが果たして本当にいいのかということは、これは非常に危惧するところです。知財本部でのその評価、文科省の委員会でもそういう意見というのは非常に多く出ておりましたけれども、なかなか実態も含めてどうも把握をしきれない部分がありますますので、新聞でどうも成功例のように言われることがふえてきたので、ちょっとこの辺は早めに手を打つべき必要があるのではないかというふうに思っています。

3点目は、大学発ベンチャーの活性化ということで、イノベーション創造機構がいよいよ動き出しますけれども、この中でI PのファンドあるいはI Pのとりまとめの会社に対する支援ということも事例として検討されているというふうには聞いておりますが、イノベーション創造機構を活用した知財のさらなる強化、あるいは知財を中心としたファンド、このあたりもファンドの、創造機構の発足にあわせて総合科学技術会議のほうでも検討されて、できる限りやはり創造機構に出資されたお金というものがうまく生きるような仕組みというのをつくっていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

最後、4点目ですけれども、ポスドク問題に関して、今回あまり議論が、先ほどの各省庁のお話を聞いても出てこなかったように思いましたけれども。雇用情勢が非常に悪化している中で、ますますちょっとポスドク問題が深刻になってくる可能性があるんじゃないかというふうに思います。きょうも京大が120人再雇用しなかったというのがニュースには流れているみたいですが、恐らくこれから各ポスドクの再雇用というのが急速にやはりできなくなってくるケースがふえてくると思いますので、このあたりに対しても知財の観点から、そうしたキャリアアップの事業等はやはり引き続き検討すべきかというふうに思います。

以上です。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

山名委員。

**【山名委員】** 私自身この会議に初めて参加させていただきます。自分の実体験から2点ほどご意見申し上げたいんですが、資料番号17をごらんくださいませ。

1点目は、特に人材育成に関わる外交面、外交の側面からの問題提起なんですが。日本が、特に途上国へ向けてさまざまな研修プログラムを実施されてきたという点は非常に意義があることだと思います。私自身、JICAの知的財産研修コースに過去15年間ぐらい関わらせていただいています。ただ、この研修プログラムで学ばれた方々、例えばJICA関連の知的財産研修コースでは、短い方では3週間、長い方では11カ月ぐらい、日本に来て日本の知財制度なんかを学ばれて帰って行かれるんですが。それで、コースが終われば評価式があって、さようなら、お元気でみたいな形で、その後全然フィードバックがない。そういう方々というのは日本の制度を学ばれている、少なくとも日本の科学技術政策を学ばれている方ですので、その方々との関わりを逆に日本は資産として、その方々をコアに、今後日本の対途上国向けの科学技術政策を評価していただいたり、各国の制度の現状がどういうふうになってきているのかというような点をフィードバックしていただくような、アドバイザリー的な位置づけでもっとも活用していくべきではないかと思うんですね。

私自身、私はしぶといほうなので、そういった方々に直接お目にかかりにいろんなところに行くんですが、そうすると非常に喜ばれて、日本では大変いい思い出だったという話をされるのですが、いずれもそこでは思い出話になっておりまして、非常にそれを悲しく考えます。全てとは言いませんが、特に優秀な方、重要な方と思われる方は少なくとももう少しアドバイザリー的な機能を担っていただいて、日本や日本企業とその国をつなげたり、日本の大学とか研究機関との連携にもそういう方々を有効活用する方法はないのかなということを考えております。

それから、2つ目のポツですが、特にアフリカ支援に関してもJICAの方で、きょうは外務省の方が来られてないんですが、当然外務省に対してもフィードバックがそれなりにかかるという前提でお話をしておりますけれども、大丈夫でしょうか。外務省、JICAの方ではアフリカに対して重点的政策を取られ始めていますが、特に知財の分野でも、研修プログラムを2年前から始められています。そういった研修生の方々の中からもっと日本に留学して日本の政策を学びたいというようなお声を直接私も聞いています。アフリカに対して、いろんな政策が打ち出され始めてはいますが、やはり留学ですね、そういった面での留学に関しては、まだまだ

アフリカはその機会がない。奨学金を含めてそういう道が閉ざされているところがございまして、対アジア諸国に比べまだまだ機会が少ないので、そういうところを重点的に考えていただきたいと思います。

アフリカと対照的に、メキシコに関しては、日本とメキシコの経済協力協定というのが100年ぐらい前に結ばれたということで非常に環境が恵まれています。私は昨年度まで、大阪工業大学の知的財産専門職大学院におりましたけれども、そこに一昨年前JICAの方からオファーがございまして、メキシコ人を対象に知財コースを設けたいが、その受け入れ先として大阪工業大学に受け入れてくれないかというお話でございました。それで二人のメキシコ人が去年から来られて現在日本の知財制度を研修されています。JICAの方からは、来年度は4人まで受け入れてほしいという要望まで来ておりました。しかしながら、先月突然、JICAの方から連絡がありまして、来年度はもうこの知財の分野では人が手挙げりませんでしたのでありませんという連絡がありました。

よく聞くと、日本とメキシコの協定に基づく研修コースは、知財以外にもいろんな科学技術分野についても実施されているのだけれども、それで予算措置もしているのだけれども、実際に手が挙がるのは6割しかないとのことでした。予算措置はしている、受け入れる方は必死に準備もしているのに、6割しか実際に手が挙がってこない。メキシコの関係者を通していろいろ聞いてみると、こんな知財の分野で研修制度があるなんて知りませんでしたとのこと。だからそれは、本プログラムを広報するあちらの担当部署にも問題があるのかもしれない。しかし、そういうニーズをうまく汲み取れない、あるいは余りそういうコースの実施を積極的に進められていないかもしれない懸念がある中でも、毎年、予算を取り、国内の実施機関は準備を進めているわけです。大阪工業大学にあっては、先生は正規の授業外で研修生を担当されるわけですから、ご負担は大きい。けれども、研修が充実したものとなるように、日本の知財制度への理解が少しでも進むようにと、実に細やかな準備をされているのです。「今年はいません。終わり。」というのは、日本の外交を共に担っている民間の組織にとっては非常に屈辱的です。地域を固定し過ぎずに、アフリカからの例のように来たいという国があるなら、もうちょっと柔軟に、我が国の今後の優先的な連携地域も鑑みた受入態勢を考えていただきたいなと思います。

それから、2つ目は、これも私の実体験からの意見です。私自身が、2005年から3年間近畿経済産業局の知的財産戦略本部の本部員をさせていただく中で、知財インターンシップという事業を発議させていただきまして、珍しくこれを事業にのせていただきました。これは、日本の

大学が企業、特に中小ベンチャー企業に提供できるのは、技術はもちろんですが、大学の知識、特に知財を学ぶ学生がどんどん増えてきていますので、その知識を知財の担当部署がない中小ベンチャー企業に提供できないかというものです。そういうことによって、大学と中小企業の連携を強めていただいて、もっと交流が活発にできないかということもです。学生達にも、企業の現場を経験できるという大きなメリットがあります。これによって、私の前任校の大阪工業大学は知財の専門職大学院を持っていましたので、非常に中小企業と大学の敷居が低くなりまして、中には企業の現場に魅了され、そのままその中小企業に知財要員として就職するという学生もあられました。

しかしながら、この4月から所属しております関西大学におきましては、2ページ目が、近経局のパンフレットでございますが、実施校を見ていただくと関西大学は入っておりません。まだ準備中の段階でございます。

まだまだ大手の私立大学の中には、中堅企業、少なくとも知財の部門がしっかりしている中堅企業以上でないといき合わないというようなそんなところがございますのが、私自身、中小、ベンチャー企業と大学の交流の活性化の必要性を痛切に感じているところでございますので、何とか中小企業と大学の垣根をより低くするため、そういう大学生、院生の知識を使って、中小企業、ベンチャー企業を、より活性化するという政策を、可能でしたらぜひもっと広めるお力をいただききたいと思っております。

以上でございます。

**【相澤会長】** はい。ありがとうございました。

それでは、大変急ぎますが、渡部委員。

**【渡部委員】** 今回からあいうえお順で、最後ではなくなったのが個人的には画期的です(笑)。資料18をベースにしてご説明させていただきます。

最初に、現下の経済情勢というところから書いておりますけれども、決して楽観できる状況ではないということはお案内のとおりと思っております。当面需要を何とかつって消費を持ち上げていくという施策が重要になると思っております。当然その中で環境を中心とする科学技術に対する投資は、未来への投資として重要だと思っております。その際に、ここまでやってきた知的財産戦略をいかにして生かし、オープンノベーションを最大限活用して、将来に対してすぐれた知財を効率よく残していくということが重要であると思っておりますし、そのような観点で、現在の科学技術に関する知的財産戦略の課題を明らかにして、素早い対策を講じていくことが重要であるというふうに考えます。

まず、第1点、科学技術を核とした国際的な知財の創造・管理・活用ということでございます。今までも出ておりますように、今後海外出願がさらにふえ、さらに海外への流通もふえていくことになると思いますし、そしてそうすべきだと思います。その中で、やはり技術移転の優先順位というものは、この辺で少しははっきりさせておいたほうがいいのではないかと。

具体的に言いますと、やはり国内もなかなか厳しい中で、国内の雇用につながるほうがライセンス先としては優先であると。もちろんそれは外国企業にライセンスを制約するという意味ではありませんで、国内への雇用につながるような外国の投資も非常に重要なわけではありますが、そういうような優先順位の共通認識というのをつくっていく必要があるのではないかと、いうふうに考えます。

関連して、最近、先ほども出てました知財ファンドの話が、私はこういうファンドがこれからむしろふえるんじゃないかと思っていますけれども、そういうようなものが、パテントトロールというようなことと関係して議論されることがあるわけですが、パテントトロールというのは蔑称でありますし、またそれから、差止請求権を行使して初めて現象としてはっきりするということでもありますので、これパテントトロールの問題というよりは、知財流通市場をどういうふうにしていくかというふうな問題であると理解をすべきではないのではないかと。

具体的には、そこで流通される知財が、産業技術としての重要性から乖離した価格などの取引になってくるとそれはむしろ弊害を及ぼすおそれもあるというようなことで、これをどういうふうに制御していくかということ、国際的に監視をしていかないといけないような話なのではないか。そういうような意味では、インターネット上での現在発明調達の仕組み、これ余り日本人がそこに関わっているという感じではないんですけれども、こういうものも非常に盛んになってきているように見えます。発明者、創作者に魅力的であり、かつユーザーにとっても有益な知財の市場というものは非常に重要です。これをどのようにしてきちっとつくっていくかということ、我が国としても国際的な動向をウォッチして、望ましい方向にイニシアチブを発揮していく必要があるだろうと思います。

それから、本テーマに関係して、その下に書いてあります、研究方法の特許に関する方針の調和。これは、リサーチツールのガイドライン等この総合科学技術会議でやってきましたけれども、これを外国にも広めていかないと余り意味がありませんので、まだ広まってないなど。

それから、グローバルな職務発明制度の調和。これについては先ほど来出ていましたが、国内だけでももう考えてられないので、国際的に見てどうかと。最近ASEANの職務発明の制度もちょっと見て、随分面白いというか随分変わったものがあります。こういうところと一緒に

発明を共同でやっていくということが果たしてどうかというようなこともあると思います。

それから、余り知られていないかもしれませんが、発展途上国の生物資源、遺伝資源の保護と途上国への成果還元の調和と書いてあるところは、インドネシアのインフルエンザウィルスの問題が良い例だと思います。WHOと対立したような問題が、実は国内のウィルス研究者にとっても研究の障害になっているというようなことがあります。詳しくはちょっと説明する時間ありませんが、そういうようなことについても議論をすべきことではないかと思います。

それから、先ほどもありましたが、日本は今までASEAN等、アジア諸国いろいろなどころに対して知財の教育をしてきたんですが、これがなかなかつながりが悪い。いろいろな国際機関が今途上国の知財教育ということを、UNESCOとかASEANとかいろいろなどころがやっており日本は最大の支援国なわけですが、それぞれの活動とつながりをよく見えるようにして、その日本とのつながりを生かすということが非常に重要だろうというふうに思います。

大学、公的研究機関の知財戦略、基礎研究成果は知財を出すかどうか非常に難しいという話がありました。出願を支援するというよりは、それをいかにして上手に使うかというところに戦略的な取組、これiPS細胞で随分いい勉強をしたというふうに私は思うわけですけれども。そういうような戦略的な取組を支援する目的で、結果的に出願も支援できるような仕組みというものがあつたらいいんじゃないかということです。

それから、産学の複雑な知財管理。これについてもいろいろな複雑な企業が多く参加するような、さらには国際産学連携みたいなものがあります。こういうようなものをきちっと問題が起きないようにするプロトコルをしっかりとっておく必要があるだろうということです。

それから、最後に大学の知財管理の影響と評価ということで、これは大学の知財管理強化というか、機関帰属の原則含め、5年間で大幅な改善を見たわけでありましてけれども、その影響も大学と企業側のいろいろなどころにあらわれている。それを評価して、改善すべきは改善し、進めるべきはさらに進めるということを、めりはりをつけてやるべきであるということでございます。

以上です。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

最後に、渡辺委員。

**【渡辺委員】** 最後になりましたので、ほとんど他の委員の先生方と重なってくるとは思いますが、2点コメントさせていただきます。

まず最初は、グローバルでの特許の質の向上の点でございます。私たちのビジネスにとりましても特許というのは、世界中で戦っているわけですので、そうしたグローバルなビジネスの極大化を支える重要なツールでありまして、権利の安定化なしにはビジネスの安定化は得られません。グローバルなレベルでの権利化とか権利行使の予見可能性というのが最も大事でございます、これの向上をいかに図るかということでもあります。特許庁レベルで、高い質での国際的なシンソなハーモナイゼーションというのは検討されていると思うんですけども、実際に裁判所の判断、司法判断のほうでも同様にばらつきがないようにというような状況というのを目指していただきたいと思っております。

2番目には、産学連携の実質的な強化ということでございまして、これはもう他の委員の方が言われたことと重なってまいります。競争力のある分野での大学の基礎研究を強化して、私たちも産業のほうが利用しやすい環境形成をつくるということが大事だと思っております。革新的な技術が生まれ育つ環境というのは、研究の面で強化されていくということはあると思うんですけども、やはり将来の実用化を見すえた技術戦略に長けた、特許庁さんのほうからも紹介がありましたやはり知財の目というんですか、そういった方の投入というのを、まだまだ今の時点ではよく実態が見えていないというところがございますので、さらに強化するべきというふうに思っております。

やはり国際競争力のある技術の実用化には、i P S等でもありましたけれども、オールジャパンの推進体制というのが重要でありまして、しかもその場合には、やはり各大学の細切れの技術というのではなくて、将来の実用化のためには周囲の技術を束ねて活用するような施策とかインフラ整備というのが必要だと思っております。経産省のほうで検討されておりますイノベーション創造機構の活用というのは、そのための大きなツールになるのではないかと期待しております。

また、産学連携に関連いたしまして、基礎研究の促進のために画期的な基本技術というのに関してはやはり広い権利を与えるような方策というのは考えられないのだろうかと思います。ただ、権利が乱用されるということは好ましくありませんし、そういった基本技術に関しましては、広く利用しやすい環境というのが大事だと思います。

総合科学技術会議のほうで検討されましたガイドライン、先ほど渡部委員の方からもご紹介にありましたような、世界に広めると。特に、リサーチツール特許におきましては、海外のベンチャー企業たくさん持っております。これがやはり有効に活用できないとなりますと、研究の促進にはつながらないということでもありますので、ぜひとも海外へも普及するようによろし

くお願いしたいと思います。

以上でございます。

**【相澤会長】** はい。ありがとうございました。

たいへん数多くの、非常に密度の濃いご意見をいただきました。

本日、三原委員はご欠席でございますが、ご意見を資料19に寄せていただいております。時間の関係で説明は省略させていただきますので、ごらんいただければと思います。

時間がちょうど予定したところになってしまいまして、これからご質問、ご意見の交換をさせていただきかたかったのでありますが、残念ながら、そのことにつきましては次回行わせていただきます。きょう盛り上がったこの熱気をぜひ持続させていただきたいと思います。

さらに追加のご意見がございましたならば、メールで事務局宛てにいただければと思います。1月28日までにご意見がございました場合はお寄せいただきたいと思います。次回のこの席上でご意見を述べていただくということは十分にできますので、そこで述べていただいても結構でございます。

それでは、これで本日の専門調査会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。